

第2、公訴提起

〔第1問〕公訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(26-18) ランク：A

- ア. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
- イ. 検察官は、第一審の判決があるまで、公訴を取り消すことができる。
- ウ. 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知する必要はない。
- エ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。
- オ. 公訴事実、数個の訴因を択一的に記載することは許されない。

ア× ∵248条

イ○ ∵257条

ウ× ∵260条

エ○ ∵254条2項

オ× ∵256条5項

〔第 2 問〕 公訴の提起に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(27-18) ランク：A

- ア. 公訴の提起があった事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき、裁判所は公訴を棄却しなければならない。
- イ. 検察官が公訴を提起したときは、検察官が遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
- ウ. 起訴状の謄本が公訴の提起があった日から 2 か月以内に被告人に送達されなかったため、公訴が棄却された場合、公訴の提起により進行を停止していた公訴時効は、公訴棄却の裁判が確定したときから再びその進行を始める。
- エ. 起訴状の謄本が公訴の提起があった日から 2 か月以内に被告人に送達されなかったため、公訴が棄却され、その裁判が確定したとき、検察官は、同一事件について更に公訴を提起することができる。
- オ. 公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさないから、共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を及ぼさない。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

ア○ ∵338 条 3 号

イ× ∵271 条 1 項

ウ○ ∵254 条 1 項

エ○ ∵この場合、271 条 2 項により、公訴の提起は遡及的に効力を失うため、再度同一事件について公訴を提起しても、二重起訴とはならない。

オ× ∵254 条 2 項。共犯者間で公訴時効期間をずらさないためである。

〔第 3 問〕 公訴時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(28-19) ランク：B

- ア. 公訴時効期間の満了日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これを期間に算入しない。
- イ. 結果犯について、実行行為が終了した日と結果が発生した日が異なるとき、公訴時効は、実行行為の終了時から進行する。
- ウ. 共犯者の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してその効力を有するが、この場合において、停止した時効は、当該事件についてした第一審判決の言渡し時からその進行を始める。
- エ. 一個の行為が数個の罪名に触れる観念的競合の場合における公訴時効期間の算定については、数個の罪名を各別に論じることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定められた時効期間による。
- オ. 検察官が、A 事実を起訴した後、これと一罪の関係にあると判断して B 事実を訴因に追加する旨訴因変更請求をし、裁判所もこれを許可したが、審理の結果、両事実は併合罪の関係にあることが判明し、裁判所は、同許可決定を取り消した。この場合でも、B 事実について、訴因変更請求によって公訴時効の進行は停止する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

ア× ∵55 条 3 項但書

イ× ∵結果発生の中から進行する。最決昭 63・2・29 百選 42 事件

ウ× ∵254 条 2 項

エ○ ∵最判昭 41・4・21

オ○ ∵最決平 18・11・29 百選 A14 事件

〔第 4 問〕 次のアからオまでの罪名のうち、一定の期間を経過することによって公訴時効が完成するものの個数は、後記 1 から 6 までのうちどれか。(29-19) ランク：B

ア. 殺人

イ. 殺人未遂

ウ. 強盗致死

エ. 保護責任者遺棄致死

オ. 傷害致死

1. 0 個 2. 1 個 3. 2 個 4. 3 個 5. 4 個 6. 5 個

この問題を見て、刑法各論のそれぞれの罪の法定刑の重さを暗記しようとしてはいけない。この問題は、難問だったとは思われるが、大切なのは、公訴時効が「人を死亡させた罪」であって、法定刑が「死刑に当たるもの」については撤廃されたことをおさえておくことである。そう考えると、まず人を死亡させた罪ではない殺人未遂罪については公訴時効が存在していることがわかる。その次に、人を死亡させた罪であって、死刑が法定されているであろう殺人と強盗致死を感覚的に除外したかった。したがって、この罪うち一定の期間を経過することによって公訴時効が完成するものは 3 個。

[第 5 問] 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには 1 を、誤っているものには 2 を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(30-20) ランク : C

- ア. 恐喝の手段として被害者に郵送された脅迫文書の趣旨が、その内容を相当詳細に摘示しなければ判明し難いような場合には、公訴事実には脅迫文書の全文とほとんど同様の記載をしたとしても、刑事訴訟法第 256 条第 6 項に違反しない。
- イ. 詐欺罪の公訴事実中に被告人の詐欺の前科を記載することは原則として刑事訴訟法第 256 条第 6 項に違反して許されないが、被告人が同前科による刑の執行猶予中である場合には、その前科を公訴事実中に記載する必要がある。
- ウ. 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が勾留されている被疑者について公訴を提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことは許されない。
- エ. 公訴事実中に裁判官に予断を生じさせるおそれのある事項を記載したときは、これによって既に生じた違法性は、その性質上もはや治癒することができず、裁判所は、判決で公訴を棄却しなければならない。
- オ. 即決裁判手続においては、刑事訴訟法第 256 条第 6 項の適用はない。

- ア○ ∵ 最判昭 33・5・20。恐喝の構成要件として、財物の交付を受ける目的で他人に対し害悪の告知をしたことを具体的事実をもって示さなければいけないが、脅迫文書が婉曲的な表現だったことを理由に、脅迫文書の全文を記載しても 256 条 6 項に反しないとした。
- イ× ∵ 最大判昭 27・3・5。まず、前科を起訴状に記載することは原則として許されない。例外的に許されるのは、前科があることが構成要件の一部となっている場合である。詐欺罪は、そのような例外に当てはまらないため、前科の記載は許されない。加えて、被告人が刑の執行猶予中であることは訴状の記載事項ではないため、執行猶予中であることを訴状に記載するのも 256 条 6 項に反し、許されない。
- ウ× ∵ 規則 167 条 1 項前段。裁判所に差し出すより、裁判官に差し出すことで予断を排除する趣旨である。
- エ○ ∵ 最大判昭 27・3・5、338 条 4 号
- オ× ∵ 即決裁判手続で 256 条 6 項の規定を排除する規定はない。

〔第 6 問〕 訴因の予備的記載又は択一的記載に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものを 2 つ選びなさい。(24-26) ランク：B

1. 本位的訴因と併合罪の関係にある事実を予備的訴因とすることは許されない。
2. 起訴状に 3 個以上の訴因を予備的又は択一的に記載することは許されない。
3. 審理の途中で予備的訴因を追加することも許される。
4. 訴因を予備的又は択一的に記載した場合であっても「罪となるべき事実」の特定が必要であるから、罰条を予備的又は択一的に記載することは許されない。
5. 本位的訴因について有罪判決を言い渡す場合、予備的訴因については無罪判決を言い渡さなければならない。

- 1 ○ ∵ 訴因の予備的記載は、312 条 1 項の「公訴事実の同一性」が認められる範囲でしか認められない。
- 2 × ∵ 256 条 5 項
- 3 ○ ∵ 312 条 1 項
- 4 × ∵ 256 条 5 項、数個の罰条を予備的、択一的に記載できないとしたら、訴因の予備的、択一的記載は不可能となってしまう。
- 5 × ∵ 予備的訴因は、本位的訴因が認められることを解除条件とした訴因であるため、本位的訴因について有罪判決を言い渡す場合、予備的訴因については無罪判決を言渡す必要はない。